

平成 22 年度

住民監査請求結果報告書

『公共下水道事業受益者負担金の賦課徴収に係る大牟田市
企業管理者に関する措置請求について』

大牟田市監査委員

【監査の結果】

監 第 237号

平成22年10月13日

草 場 弘 喜 様

大牟田市監査委員 徳 永 敬 史
同 塚 本 岩 夫

大牟田市企業管理者に関する措置請求の監査結果について

平成22年8月18日付で提出された大牟田市企業管理者に関する措置請求について、監査した結果を地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により次のとおり通知します。

記

請求の受理

本請求について所要の法定要件を具備しているか否かを審理したところ、一部不備な点が認められたので、これを補正させ受理した。

監査の実施

1．証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成22年9月7日証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人から陳述が行われた。なお、新たな証拠の提出はなかった。

2．監査の方法

監査にあたっては、関係部局に書類の提出を求めて調査したほか、9月8日に企業局長、企業局総務課長、企業局経営企画課長、下水道建設課長ほか関係職員から業務内容を聴取した。

3. 監査の対象事項

本請求に係る監査の対象事項は、措置請求書に記載されている事項及び請求人による陳述の内容を勘案して、次のように定めた。

- (1) 公共下水道の受益者負担金徴収事務における滞納額について、法令に基づき、行政上の強制執行をすべきところを、何らの措置がなされておらず、また条例に規定された延滞金の徴収もなされていないという怠る事実を改めるための措置請求。
- (2) 当該違法な怠る事実によって本市が被った損害を補填するための措置請求。損害額は、受益者負担金の平成 16 年度現年度分の繰越額 775,290 円。

以上のように解し、これら公金の賦課徴収を怠る事実が違法又は不当であるかどうかと定め監査した。

監査の結果

1. 事実の概要

(1) 公共下水道事業について

下水道は、市街地における雨水を排除して、浸水を防除するとともに、家庭からの生活排水や工場、事業所などの排水を集めて処理し、快適な生活環境を確保すると同時に、河川等の公共用水域の水質保全を図り、水循環と資源の再利用を踏まえた循環型社会に貢献していく役割を担うために必要な都市の基幹施設である。

本市の公共下水道事業は、昭和 32 年から市の中心部 314 ヘクタールの浸水対策として、雨水と汚水をまとめて排除する合流方式により事業に着手した。全国的には早い事業着手であったものの、本市の地形上の問題から浸水対策を優先に事業を進めたため、汚水処理は他都市と比べて遅れ、現在の北部浄化センター（旧手鎌処理場）において昭和 50 年度からの汚水処理開始となった。その後、平成 2 年度から雨水と汚水を別々に排除する分流式により面的整備が本格化した。

今日においては、財政状況を踏まえ、平成 18 年 1 月に策定した「大牟田市公共下水道事業経営戦略プラン」に基づき、公共下水道普及率の

年間2%前後の上昇を目標に整備を行っている。

公共下水道事業の会計処理についての変遷をみれば、昭和57年度までは一般会計で行われていたが、昭和58年度から特別会計とされ、平成14年度に上下水道事業の組織統合による企業局設立と同時に移管され、併せて地方公営企業法の財務規定を適用した企業会計で処理されている。また、公共下水道事業は、大きくは雨水処理と汚水処理に分けられ、事業に係る経費の負担区分は、雨水に係る経費は公費、汚水に係る経費は私費との基本的な考えがある。

(2) 受益者負担金の概要について

受益者負担金は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条第1項に「市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者がいるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。」と規定されており、また、同条第2項において受益者負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、市町村の条例で定めると規定され、これに基づき、大牟田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成2年条例第6号。以下「条例」という。）及び大牟田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成14年企業管理規程第18号。以下「条例施行規程」という。）を定めている。

公共下水道事業は、処理場や下水道管などの建設に巨額の建設費用を要する事業であり、国からの補助金や地方債、市税などの公費の投入によって賄われているが、下水道は道路や公園などの一般の公共施設と異なり、利用できる人が限られた施設である。

公共下水道が整備されると、便所の水洗化や生活排水等の処理により周辺環境が改善され、未整備地区に比べて利便性、快適性が著しく向上し、結果として土地の資産価値が増加するといえる。

そこで下水道整備によって利益を得る受益者に、事業費の一部について負担を求めることによって、負担の公平を図り、公共下水道の建設を促進しようというものが受益者負担金の制度である。

受益者負担金は、税金や下水道使用料と異なり、一つの土地に対して一度だけの負担であり、下水道建設費の一部として財源充当するという

考えのもとに、本市においては、昭和 50 年度からの汚水処理開始にむけて、昭和 47 年度から受益者負担金の賦課徴収を開始している。

本市の場合、汚水対策が他都市に比べ遅れていることもあり、公共下水道事業の推進に欠かせない財源確保として、受益者負担金を賦課徴収するために、市広報紙をはじめパンフレットの各戸配付や工事の予告説明会、戸別訪問などの機を捉え制度の説明を行い、市民の理解を求めてきている。

(3) 受益者負担金の賦課及び徴収について

大牟田市企業管理者（以下「企業管理者」という。）は、公共下水道に係る都市計画下水道事業の建設に要する費用の一部に充てるため、当該下水道事業により築造される公共下水道の排水区域内に存する土地の所有者である受益者に対して受益者負担金を賦課し、徴収している。

本市においては、企業管理者の権限に属する事務を処理させるために企業局を設置しており、受益者負担金の賦課徴収事務については、企業局下水道建設課において処理されている。

企業局は、条例第 3 条に基づいて、排水区域内における下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項の規定により認可を受けた公共下水道の事業計画に係る区域のうち、受益者負担金を徴収しようとする区域（以下「負担区域」という。）を公告するとともに、条例第 5 条に基づいて、毎年度の当初に当該年度内に受益者負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を公告した後、賦課対象区域内の土地に係る受益者に対して、条例施行規程第 6 条の規定により下水道事業受益者負担金決定通知書を発送し、賦課を行っている。

また、受益者負担金の額については、条例第 4 条に基づいて、平成 18 年 6 月 1 日以後に公告される負担区域に係るものは土地の面積 1 平方メートル当たり 450 円を乗じて得た額、同日より前に公告された負担区域に係るものについては土地の面積 1 平方メートル当たり 150 円を乗じて得た額を算定している。

なお、土地の面積 1 平方メートル当たりの単価については、制度開始の昭和 47 年度以降 150 円とされていたが、末端管渠整備費相当額の 5 分の 1 を受益者負担金において賄うという国の指導に基づいて、平成 18

年度に 450 円に見直されている。

受益者負担金の徴収に関しては、条例第 6 条第 4 項に、受益者が一括納付の申出をしたときを除いては、5 年に分割して徴収する旨を規定するとともに、条例施行規程第 6 条第 2 項には、1 年を更に 4 期に区分して徴収する旨を規定しており、分割納付を行う受益者は、年 4 期を 5 か年の計 20 期に分割して受益者負担金を納付することになる。

企業局は、受益者が一括納付を申し出た場合を除いては、年度ごとに当該年度に係る納入通知書を受益者に発送している。

また、納期については、第 1 期を 8 月 1 日から同月末日まで、第 2 期を 10 月 1 日から同月末日まで、第 3 期を 12 月 1 日から同月末日まで、第 4 期を翌年 2 月 1 日から同月末日までと規定している。ただし、この規定は平成 20 年 4 月 1 日に一部改正されたものであり、平成 16 年度においては、改正前の規定に基づき、第 1 期を 7 月 1 日から同月末日まで、第 2 期を 9 月 1 日から同月末日まで、第 3 期を 11 月 1 日から同月末日まで、第 4 期を翌年 2 月 1 日から同月末日までとしていた。

なお、受益者負担金の徴収猶予及び減免については、条例で規定され、細かな運用基準が定められている。

(4) 受益者負担金の収納状況について

平成 16 年度から平成 21 年度までの受益者負担金の調定及び収入状況の推移については、次の表のとおりである。

【現年度分】

賦課年度	調定額 (円)	収入額 (円)	収納率 (%)	繰越額 (円)
H16	60,817,310	60,042,020	98.73	775,290
H17	71,898,560	70,949,200	98.68	949,360
H18	81,353,510	80,003,508	98.34	1,350,002
H19	53,937,940	52,086,530	96.57	1,851,410
H20	103,697,500	99,725,100	96.17	3,972,400
H21	117,221,650	111,827,200	95.40	5,394,450

【過年度繰越分】

賦課年度	調定額 (円)	収入額 (円)	収納率 (%)	不納欠損額 (円)	繰越額 (円)
H16	850,550	139,030	16.35	76,960	634,560
H17	1,409,850	185,120	13.13	110,930	1,113,800
H18	2,090,540	205,920	9.85	136,560	1,748,060
H19	3,174,432	276,990	8.73	196,280	2,701,162
H20	4,552,572	355,600	7.81	337,990	3,858,982
H21	7,802,092	957,390	12.27	544,290	6,300,412

受益者負担金の現年度分における収納率をみると、平成 16 年度から平成 18 年度までは 98%を超え、受益者負担金の単価改定以降の平成 19 年度から平成 21 年度にかけては、低下傾向にあるものの、依然として 95%を超えている。

これは、受益者の公共下水道事業への理解によるものであり、加えて企業局において、公共下水道の整備率及び水洗化率の向上を進めるべく、受益者に対し公共下水道事業の目的や受益者負担金制度の趣旨の説明に努めていることによるものと考えられる。

しかしながら、一部の受益者においては、受益者負担金制度が公共下水道事業によって利益を受ける者に事業費の一部を負担させるという税外負担となっていることや、受益者負担金の額が公共下水道整備による土地の資産価値の増加に着目したことなど、制度に対する理解が得られないという実態もあり、結果として繰越額は年々増加している状況である。

(5) 督促について

都市計画法第 75 条第 3 項には、受益者負担金を納付しない者がいるときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない旨が規定されている。

企業局は、大牟田市滞納金督促手数料条例（昭和 34 年条例第 4 号）第 1 条第 1 項及び第 2 条第 1 項の規定を適用し、市税外収入金である受益者負担金を納期限までに完納しない者に対しては、納期後 20 日以内に督促状を発送し、1 通につき 100 円の督促手数料を徴収している。

また、督促状を発送後なお納付されない場合は、催告状を発送している。

平成 16 年度の督促状及び催告状の発送状況については、次の表のとおりである。

【平成 16 年度の督促状及び催告状の発送状況】

	納 期	発送日	件数(通)
督促状	1 期 (7 月末納期限)	平成 16 年 8 月 13 日	231
	2 期 (9 月末納期限)	平成 16 年 10 月 12 日	266
	3 期 (11 月末納期限)	平成 16 年 12 月 10 日	230
	4 期 (2 月末納期限)	平成 17 年 3 月 10 日	169
	合 計		
催告状	1 期 (7 月末納期限)	平成 16 年 9 月 13 日	190
	2 期 (9 月末納期限)	平成 16 年 11 月 15 日	118
	3 期 (11 月末納期限)	平成 17 年 1 月 12 日	117
	4 期 (2 月末納期限)	平成 17 年 4 月 13 日	97
	合 計		

平成 16 年度以降の現年度分に係る督促状及び催告状の発送状況を確認したところ、督促状については納期までに納付していない納付義務者に対し各期発送しているものの、催告状については平成 19 年度第 4 期以降発送していなかった。

また、企業局によれば、差押え予告書については、平成 19 年度第 1 期以降発送していないものの、平成 18 年度以前においては、次期の督促状発送日に発送していたことから、差押え予告書の発送対象者が次期の督促状発送対象者と重複する場合は、両者を同封して発送していたとしており、発送件数等については確認できなかった。

なお、催告状及び差押え予告書の発送を見送った理由としては、企業局によれば、平成 18 年 6 月に受益者負担金の算定に係る土地面積 1 平方メートル当たりの単価を 150 円から 450 円に見直したことによって相談等が増加し、その説明対応等に重点を置いたとのことであった。

(6) 延滞金について

延滞金については、都市計画法第 75 条第 4 項の規定に基づき、条例

第 10 条に「管理者は、納期限までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金の額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.5 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過するまでの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。」と規定している。

しかし、企業局によれば、受益者負担金に係る延滞金の徴収事務に関して、平成 8 年度に破産事件に対する交付要求の配当を受け延滞金に充当した事例があったとは聞いているものの、これまで延滞金の徴収事務を行っていないとしている。

市長部局において会計処理されていた昭和 47 年度から平成 13 年度までの一般会計及び特別会計の決算事項別明細書を見ると、昭和 47 年度から昭和 55 年度まで並びに昭和 57 年度及び昭和 59 年度の各年度決算において所管部局(管理課)における延滞金が総額 225,880 円収入され、また、平成 8 年度の歳入の諸収入においては、公共下水道事業費負担金延滞金として 20,700 円が収入されていることを確認した。さらに、企業会計に移行した平成 14 年度以降の延滞金の徴収については実績がないことを確認したところである。

しかし、昭和 59 年度以前の延滞金収入については、当該収入に係る関係書類が既に保存期間を過ぎ廃棄されていたことから、受益者負担金に係るものであるかどうかを確認することができず、平成 8 年度の延滞金収入については、決算事項別明細書から受益者負担金に係るものであることは明らかであるものの、交付要求をはじめ収入に関する資料は既に廃棄されており、詳細を確認することはできなかった。

なお、消滅時効の対象となっていない平成 16 年度以降の収納分（平成 22 年 9 月 24 日現在）に係る延滞金について試算したところ 57 件、102,800 円となった。

(7) 滞納処分について

滞納処分とは、債権者の財産を差し押え、これを換価し、その換価代金を公法上の収入に充当する一連の強制徴収の手続をいい、都市計画法第 75 条第 5 項に「督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国税滞納処分の例により、負

担金及び延滞金を徴収することができる。」と規定されている。

しかし、企業局においては、平成 18 年度に破産事件に対する交付要求の実績が 2 件あるものの、これまでに差押さえ等の滞納処分の実績はない。

また、条例施行規程第 16 条において下水道事業受益者負担金徴収職員証に関する規定はあるものの、滞納処分を行う上で、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 13 条第 2 項に基づく企業局職員への権限の委任等は行われていない。

（ 8 ） 不納欠損について

不納欠損処分の時期及び具体的事務手続きについては、地方自治法等において別段の規定がなく、各自治体に任されており、本市においては、大牟田市企業局会計規程（平成 14 年企業管理規程第 22 号。以下「企業局会計規程」という。）第 25 条で「総務課長は、収入の欠損となったものがあるときは、欠損となった額、理由等を明記した根拠書類に基づいて振替伝票を発行しなければならない。」と定めている。

企業局は、都市計画法第 75 条第 7 項の規定に基づき消滅時効が完成した受益者負担金について、企業局会計規程に基づき各年度末に不納欠損処理を行っており、請求人が損害額としている平成 16 年度現年度分の繰越額 775,290 円のうち、時効による消滅の前までに収入された 231,000 円を差し引いた 544,290 円を平成 21 年度末に欠損額として処理している。

この欠損額において、企業局が把握している要因別の延べ期数及び金額の内訳は、制度への理解が得られなかったものが 219 期 474,420 円、収入がないことによるものが 9 期 4,340 円、倒産によるものが 8 期 27,000 円、死亡によるものが 24 期 35,140 円、郵便返送によるものが 20 期 3,390 円であったが、更なる追跡調査はなされていない。

2 . 判 断

地方自治法第 242 条に基づく住民監査請求の対象となるのは、財務会計上の違法又は不当な行為に関するものである。

すなわち、違法又は不当な 公金の支出、 財産の取得、管理又は処分、

契約の締結又は履行、債務その他の義務の負担など四種類の財務会計上の行為と、違法又は不当に、公金の賦課徴収を怠る事実及び財産の管理を怠る事実とに限られる。

公金の賦課徴収を違法又は不当に怠るとは、執行機関又は職員において、その職務権限を適正に行使すれば、公金の賦課徴収をなし得るにもかかわらず、故意又は過失により、それをしないことをいうものと解する。

事実関係の確認に基づき、以下のとおり判断する。

- (1) 請求人は、公共下水道の受益者負担金徴収事務における滞納額について、法令に基づき、行政上の強制執行をすべきところを、何らの措置がなされておらず、また条例に規定された延滞金の徴収もなされていないとして、当該違法なる怠る事実を改めるよう求めている。

ア．滞納処分について

まず、公共下水道の受益者負担金徴収において、法令に基づき、行政上の強制執行をすべきところを、何らの措置がなされていないとされる点についてである。

受益者負担金は、都市計画法第 75 条の規定に基づき、負担の公平を図るとともに、公共下水道の建設促進を図ることを目的として、公共下水道に係る都市計画下水道事業の建設に要する費用の一部に充てるため、受益者から徴収する負担金である。

本市においては、昭和 47 年度から賦課徴収を行っているが、受益者負担金制度が税外負担であることや、土地の面積を基礎とする算定方法となっていることなど、制度そのものに対する理解が得られないことへの対応や、浸水対策を優先してきたことから污水対策の遅れに対する市民感情に配慮しつつ、受益者負担金の理解と水洗化促進の説明に力点を置いたものになっている。このことが、受益者負担金の滞納を防ぐことにつながり、95%を超える現年度の徴収率に表れてきていると推測される。

受益者負担金の徴収にあたっては、5 年分割 20 期での賦課を基本としており、各期において受益者負担金の納付がないときは、納付義務者に対し督促を行っており、納付義務者からの納付相談等にも対応し

ている。

督促後もなお納付がない場合には、少なくとも平成 18 年度以前までは、催告状や差押え予告書の発送による納付催告を行ってきたが、これまでに差押え等の滞納処分の実績はない。

都市計画法第 75 条第 5 項には「督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。」と規定しており、滞納処分による強制徴収の権限を執行するか否かの裁量権が付与されているかについては、解釈が分かれるところであるが、企業局においては、これまで述べてきたとおり、公共下水道事業の目的達成のために水洗化の促進を最重点に考え、市民の制度に対する理解度を深めるよう、受益者負担金制度の説明に力点を置いた制度周知により、滞納の未然防止を図るとともに、自主納付の促進に努めてきていると認められる。

したがって、差押え等の強制執行の実績がないことをもって、企業管理者が違法又は不当に受益者負担金の徴収を怠っているとは認められないと判断した。

イ．延滞金について

次に条例第 10 条に規定された延滞金の徴収もなされていないとされる点である。

延滞金については、受益者負担金の納付遅延を防止し、納入の実を上げようとする趣旨で設けられた措置であり、条例第 10 条に延滞金を徴収する旨を規定しているにもかかわらず、企業局は、滞納となった主な要因が受益者負担金制度における土地の資産価値の増大に基づく積算根拠などに対する理解が得難いという事情であり、制度に理解を示し自主納付した滞納者に対して、延滞金の徴収をしてこなかったとしている。

そのことを踏まえ、受益者負担金に係る延滞金の収納の有無について、一般会計及び特別会計並びに企業会計における決算関係書類を点検した結果、昭和 47 年度に受益者負担金の賦課徴収を開始して以来、平成 21 年度までの 37 年間に公共下水道事業費受益者負担金に係る延滞金収入であると断言できるものは、平成 8 年度を除き、確認できな

かった。

もちろん企業局へ移管された平成 14 年度から平成 21 年度までは収納実績はなく、移管前の平成 8 年度決算事項別明細書（公共下水道事業特別会計）に明記されている公共下水道事業費負担金延滞金収入として 20,700 円だけが実績として確認できた。これは企業局によると破産事件における交付要求による収入であり主体的に徴収した延滞金ではないとしている。

このように延滞金については、その賦課徴収及び減免等について、条例に明確に規定しているにもかかわらず、受益者負担金制度の開始以来 37 年間という長期にわたり徴収はしてきていないと推測される。

また、徴収してこなかった理由については、これまで縷々記述してきた事業推進のために行ってきた受益者負担金制度への理解を得ることへの配慮や制度開始当時の市の社会経済情勢などが背景にあったことが推察される。しかし、当時を知る人もなく、また書類も存在しないことから、確かめることができなかった。

何れにせよ、延滞金については、制度開始からの長期間諸般の事情、経過があったにせよ、現行条例にも規定されており、その規定を順守するのが正当である。

(2) 請求人は、当該怠る事実によって本市が被った損害額は、受益者負担金の平成 16 年度の繰越額 775,290 円であるとしている。

これは、平成 16 年度賦課分の同年度末時点における未収金であり、その時点では債権が存在しているため翌年度への繰越処理をしている。その後時効となる平成 21 年度末までに 231,000 円が収納され、差引 544,290 円が未収金となっている。

未収金については、企業局は、都市計画法第 75 条第 7 項の規定に基づき、消滅時効が完成した受益者負担金を不納欠損処理しており、請求人が、損害額としている平成 16 年度の繰越額 775,290 円のうち未収金 544,290 円を平成 21 年度末の不納欠損額として処理を行っている。

以上のような消滅時効が完成した受益者負担金の不納欠損処理は、法の予定している処理であり、関連する会計規定に基づき必要な手続きを経た上で適正に処理されており、違法又は不当となるものではなく、ま

た、2の(1)のアにおいて、受益者負担金の徴収を怠っているとは認められないと判断したことから、それが直ちに本市の損害となるとは認められるものではない。

3. 結 論

以上の結果から、本請求のうち、公共下水道の受益者負担金徴収において、法令に基づき、行政上の強制執行をすべきところを、何らの措置がなされていないとし、その是正を求める請求と、当該怠る事実によって本市が被った損害の補填を求める請求には、理由がないものと認められるため、棄却する。

本請求のうち、延滞金の徴収がなされていないことについて是正を求める請求は、理由があると認め、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、企業管理者に対し次のとおり勧告する。

(勧 告)

延滞金の徴収に関しては、条例に規定する徴収事務が行われていない。

このように条例と整合しない状況が今後も継続することは、認められないため、平成22年11月30日を期限として必要な措置を講じること。

付 記

企業管理者に対し、次のとおり要望する。

受益者負担金の徴収事務に関して言えば、受益者負担金制度の理解に向けた取組みを優先してきたことが滞納発生の未然防止につながっていると一定評価できるものの、催告状や差押え予告書の発送を取り止めているなど徴収事務の後退と見受けられる実態もある。受益者負担金の収納率の向上と時効により消滅する不納欠損額の減少に向けて、個別具体の滞納状況の把握管理と滞納整理に努めるよう強く要望するものである。

【請求】

大牟田市職員措置請求書

大牟田市企業管理者に関する措置請求の要旨

1. 請求の要旨

大牟田市企業管理者は、都市計画法第 75 条の規定に基づき、大牟田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 2 条の規定によって、公共下水道事業による受益者に対して、受益者負担金の賦課処分を行っている。

この強制的に課徴される受益者負担金は、公法上の金銭債権であり、この債権を確保するため、また既納入者と滞納者との負担の公平を期するためにも、法令に基づき、行政上の強制執行をすべきだが、何等の措置がなされていない。

大牟田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 10 条の規定による延滞金の徴収も全くなされていない。

権利の不行使の事実状態が継続し、本市の金銭債権が放置され、消滅時効に、かからしめている。

以上により、公金の徴収を怠る事実並びに財産（金銭債権）の管理を怠る事実が継続する限り、違法な状態が現に存在しているのである。

したがって、公権力を行使して、賦課処分などの行政事務を推進するには、法令を順守し、当該違法な怠る事実を改め、また当該怠る事実によって本市が被った損害（775,290 円）を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求します。

2. 請求者

住 所 （略）

職 業 （略）

氏 名 草場 弘喜 （印）

以上地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成 22 年 8 月 18 日

大牟田市監査委員 殿

3. 事実証明書

「下水道事業受益者負担金に関する事務について H.22.4.26」(略)